

# 柏ビレジ子ども会規約

## 第1条（名称）

本会は、「柏ビレジ子ども会」（以下「本会」という）と称す。

## 第2条（目的）

本会は、子ども達の健全な活動育成を図り、守り育むために結成する。

## 第3条（会員）

1. 本会は、柏ビレジ自治会加入世帯の小学生により構成される。
2. 会員保護者は、子ども会活動を円滑に行う為、文書により会員の登録を行う。登録手続きをもって、子ども会活動への参加を可能とする。

## 第4条（賛助会員）

1. 本会には、柏ビレジ自治会加入世帯以外の、当地域または周辺地域に在住する世帯の小学生についても希望により賛助会員として入会することができる。
2. 賛助会員の会費は、年間 500 円とする。ただし既納分は返還しない。

## 第5条（事業）

本会は、柏ビレジ自治会および周辺地域が主催する行事に出来るだけ参加協力するものとし、子ども達が地域社会になじみ、健全な発育が出来る環境を造る努力をする。

## 第6条（役員）

1. 本会に、次の役員を会員（除く賛助会員）保護者より置く。  
会長 1 名、副会長 1 名、書記 1 名、会計 1 名、その他必要な役員
2. その他必要な役員数は、子ども会会員数等を勘案して、役員会で次会計年度の役員数を決定する。

## 第7条（役員の任期）

役員の任期は 1 年とする。ただし、役員が任期途中で退任した場合、これを補い、その任期は前任者の残任期間とする。  
また、役員の再任は妨げない。

## 第8条（役員の選出）

1. 役員の選出は、原則として 1 世帯 1 回とし、子ども会に登録のある会員（除く賛

助会員) 保護者は会員期間中に役員の任務を引き受ける責任を担う。

2. 立候補により選出し、役員数に満たない場合には、役員未経験の高学年世帯より選出する。
3. 妊娠中や役員会の審議にて「特段の事情」があると認められた場合に限り、選出対象から除外することが出来る。

## 第9条 (役員会)

1. 役員会は、役員をもって構成する。
2. 役員会は、活動計画・予算・決算等の審議のため年1回4月に開催する。  
その他、子ども会運営のため必要に応じて、会長が必要と認めるときは招集し開催する。
3. 役員会の議長は、会長または副会長がこれに当たる。
4. 役員会は、役員の3分の2以上の出席がなければ開催することが出来ない。
5. 議案については、出席者の過半数の賛成をもって議決する。

## 第10条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終了する。

## 第11条 (活動費)

1. 本会の活動費は、柏ビレジ自治会からの子ども会活動費を以って充てる。
2. 賛助会員においては会費を別途納入することにより、子ども会活動に対する公平な義務と平等な恩恵を受けるものとする。
3. その他行事実施に際して必要がある場合は、行事参加者から随時臨時活動費を徴収するものとする。

## 第12条 (規約の変更)

本規約の改定は、役員会で決議する。ただし、軽微な変更については会長の決裁とする。

## 附則

この規約は、平成26年11月1日より施行する。

## 附則 (平成30年1月20日改正)

この規約は、平成30年4月2日より施行する。